

平成13年4月26日

各位

会社名 日立電線株式会社  
代表者 取締役社長 原 精二  
(コード番号 5812 東証・大証1部)  
問合せ先 総務部長 鈴木 慎一郎  
(TEL. 03-5252-3261)

ストック・オプション(新株引受権)の付与に関するお知らせ  
(商法第280条ノ19及び当社定款第5条の3の規定に基づく新株引受権の付与)

平成13年4月26日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ19及び当社定款第5条の3の規定に基づくストック・オプションを取締役及び従業員に付与することを内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株引受権付与の理由

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。

2. 付与の対象者

平成13年6月28日開催の当社第64回定時株主総会終結時に在任する当社取締役18名及び従業員20名

3. 新株引受権の目的たる株式の額面無額面の別及び種類

当社額面普通株式

4. 新株引受権の目的たる株式の数

合計371,000株を上限とする。個別の取締役及び従業員に対する付与株数は、8,000株から20,000株とする。

なお、権利付与日以降、普通株式の分割または併合が行われる場合、権利未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整される。また、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、権利未行使の新株引受権の目的たる株式の数について、当社は必要と認める調整を行う。

## 5. 新株引受権の目的たる株式の発行価額

権利付与日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（終値のない日の日数を除く。1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（終値がない場合は、その前日以前の各取引日に成立した終値の中、権利付与日に最も近い日の終値）を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、権利付与日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、発行価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

また、権利付与日以降、普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行（転換社債の転換、新株引受権の権利行使及び優先株式の普通株式への転換の場合を除く。）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{発行価額} \end{array} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行による増加普通株式数}}$$

さらに、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、発行価額について当社は、必要と認める調整を行う。

## 6. 権利行使期間

平成 15 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 27 日まで

## 7. 権利行使の条件

- (1) 前記 2. に定める付与の対象者（以下「付与対象者」という。）は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、権利を行使することができる。ただし、後記（5）に掲げる権利付与契約に定める条件による。
- (2) 付与対象者が死亡した場合、その相続人は、権利を行使することができない。
- (3) 付与対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 当社が他社と株式交換または株式移転等を行う場合、当社は、新株引受権の目的たる株式の数、発行価額等につき必要と認める調整を行い、または付与対象者の権利行使を制限し、もしくは失効させることができる。
- (5) この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する権利付与契約に定めるところによる。

(注) 上記の内定は、平成 13 年 6 月 28 日開催の当社第 64 回定時株主総会において、上記新株引受権の付与が承認可決されることを条件としております。

以 上